

# 阮朝の文献にみえる高麗人參

片 倉 穰

## はじめに

高麗人參は、日本では一般に朝鮮人參とも呼ぶが、韓国、台湾、中国およびベトナムでは高麗人參の呼称が一般的である。高麗人參と朝鮮人參の名称に厳密な区別は無いようである。本論では、主としてベトナム阮朝（1802～1945年）における高麗人參の問題を取り扱うので、高麗人參という呼称を多用する。

高麗人參は朝鮮半島から中国東北地区で自生した植物だが、数千年前から、あらゆる疾病を治療し、不老長生をもたらす靈薬として知られてきた。東洋医学における健康、長寿と老化防止の処方には、この人參がよく利用されている<sup>1)</sup>。その薬効が強いこともさることながら、その形が人間に似ていることから、古来、これにまつわるさまざまな伝説が語られてきた。

かつての朝鮮半島では、ほぼ全域に高麗人參の自生地があったといわれる。朝鮮王朝などはこの特産物を独占し、東アジア国際関係における朝貢貿易や外交礼物として重用し、国や王室の財源としていた。そして、それは朝鮮だけでなく、東アジアや一部の東南アジアの政治社会と市場経済においても、少なくない意味を持っていた<sup>2)</sup>。ここに取り上げるベトナムにあっても、この高麗人參を中心とする薬用人參は、王朝をはじめ人びとに重宝がられ、政

治、経済および文化の面でそれなりの役割を演じてきた。

東アジアのうち、日本、朝鮮と中国における高麗人参または朝鮮人参に関しては、すでに数々の研究を共有し得る状況にあるが、同じ漢字文化圏のベトナムにおける高麗人参に関する史的研究は、未開拓の分野といえよう<sup>3)</sup>。しかし、ベトナム、とくに阮朝の諸文献をひもといてみると、その王朝政治のなかで高麗人参が一定の役割を果たしていた。前近代においてベトナムと朝鮮は、直接の外交関係を結んでいなかったけれども、ベトナムにも高麗人参がもたらされ、人びとはこれを珍重していた。

一方、ベトナムの山地では、高麗人参と同じウコギ科に属するベトナム人参が生育していた。このベトナム人参の成分や薬効価値については、専門家の吟味分析に委ねるしかないが、ベトナム文献のなかには、高麗人参とは異なるベトナム人参の存在を示す記録が残存する。また、明らかに中国産と思われる人参もその存在が記録されている。こうした問題に関しても文献史学の立場から言及していきたい。

### (1) 阮朝の文献に見える人参の名称

日本では同じく人参と書いて、地中海地方を原産地として渡来した食用人参が一般に食卓を賑わしているが、これは、植物分類上はセリ科に属し、呼び名は同じニンジンだが、高麗人参とは別個の植物である。ここでは薬用人参、すなわち高麗人参とその仲間を取り上げ、食用人参は主たる考察の対象から除外した。

ところで、ベトナムの文献に散見する人参の産地を調べると、まず二種類に大別することができる。一つは外来の人参、つまり輸入物、到来物であり、これには高麗人参と西洋人参（「洋参」、「西参」など）があるが、高麗人参に注目したい<sup>4)</sup>。いま一つはベトナム産、つまり国内産（後述するように「土木人参」などと呼ぶことがある）である。これは高麗人参について頻出する。本論では、前者の到来物のうち高麗人参を主たる考察の対象とするの

## 阮朝の文献にみえる高麗人参

だが、最初に、文献に登場するベトナム産の人参について若干の考察を加え、参考に供しておこう。

19世紀末のベトナム地誌に関する貴重な史料を提供する、阮朝の国史館が編集した『大南一統志』を見ると、各地の「土産」という項目のなかに、さまざまな呼び名のベトナム人参が記載されている<sup>5)</sup>。

(省名)	(人参名)	(備考)
広義省	義参	
広平省	平参・榔参	南人参ともいう
平順省	順参	一本に南参
寧順道	順参・南参	
乂安省	参	一本に南参
清化省	報参	
山西省	南参	一名土参
北寧省	葛参	一名南参

『大南一統志』とほぼ同時期の地誌『皇越地輿志』(1897年)巻1, 新平府と同書, 巻2, 布政州の項にも、当地で産出される物産のなかに人参の名がみえる<sup>6)</sup>。これと上掲の省名・人参名とを突き合わせて考えると、ベトナムでは土産の人参を人参・参または土参と表記し、義参, 平参, 順参のごとく省名の一字を付して呼ぶ場合があり、葛参や榔参のように人参の特徴を他の植物になぞらえて呼ぶ場合もあった。そして、こうした人参を採取, 加工する民を参戸と呼んだ<sup>7)</sup>。

これら土産の人参は別名, 土木人参とも称された。たとえば、『大南寔録正編』第3紀, 巻18, 憲祖章皇帝, 壬寅紹治2 (1842) 年春3月条に, 山西省の民が皇帝に人参などを進呈した記録が記されているが, この人参は山西省産の土木人参, すなわち上掲の南参あるいは土参だったのであろう。

これとは別に, ベトナム人参の総称として南参とか南人参と称することも

あった。これは、北国の中国への対抗意識に支えられた呼称であり、中国の人参を北参と呼び、自ら産出する人参を南参あるいは南人参と称したのであった。北の中国に対し南のベトナムを対等視する意識は、同時代の茶の呼称において、ベトナム産出の茶を南茶と称したことでその存在が知られる<sup>8)</sup>。人参における南参なる呼称も、自らの茶を南茶と呼ぶのと同様に一種の民族的意識の現れであろう。

そして、このベトナム産の人参は、単なる食用としてではなく、同時に薬用として重用されたようである。『大南一統志』平順省、土産、順参に、「諸県沙山有之、可中薬材」とあり、同書、寧順道、土産、順参に「出安福県諸沙山。可以入薬替代洋参、頗見補益」とあることから明らかであろう。また、『国史遺編』中集、国朝大南紀（明命紀）、聖祖仁皇帝、己亥（明命）20（1839）年12月10日条には、

北圻有麗参産。高麗人参、葉似藟蓄、花似馬蹄、色紫白、高五寸、根似麦門。其味甘温。

と記し、北圻、すなわちベトナム北部では、高麗人参系統の薬用人参も産出していたことが文献上から証明できる。漢字文化圏のベトナムは、朝鮮、中国と同じように、高麗人参またはその仲間を産出する地域でもあった。その質の良し悪しは別として。

ベトナム前近代の諸文献にみえる人参のなかには、輸入物、外来物の人参があった。高麗人参とか関東人参と称される人参である。外来人参の到来経路は、いまだに解明されていないが、中国からの将来経路が中心だったのではないかと推測される。もともとベトナム前近代においては、「本国自古以来、每資中国書籍薬材、以明道義、以躋寿域。」<sup>9)</sup>とあるように、中国との直接的な外交・通商関係により、書籍や薬材その他の物産がもたらされた。いわゆる冊封関係と、これに規制された通商活動による将来である。東アジアで取り引きされていた高麗人参などが、中越両国の外交関係と通商活動の

## 阮朝の文献にみえる高麗人參

展開過程に、なんらかの方法でベトナムの地にもたらされたであろう、と推測するのは難しいことではないが、そのことが文献史料にどのように記されているか、少し検討を加えておこう。

すでに先学も言及しているように、たとえば、阮朝が欲する物資や書籍の類には、4年ごとに派遣される如清使（阮朝では清朝への定期的使者を如清使と呼んだ）の手を介するか、時には北部の行政当局をとおして清の商人などから購入する入手方法があった。それに、ベトナムに出入する清人や西洋人などの外国人が持ち込む場合もあった。一方、ベトナム商人は清国で自由に物資を購入することはできなかつたとされる。これは高麗人參のような人參類についても該当することであった。

明命11（1829）年に如清使として派遣された阮仲瑀、阮廷賓、鄧文啓の3人が帰国後、更迭される事件が起こったが、その理由はこうであった。実は、阮の明命帝から、燕京に着いたら清の礼部に請うて、わが国には人參が乏しいので、いつもの下賜品の代わりに関東人參を頂いてくること、および蒼璧、黄琮、黄珪、青珪を採買してくることを命ぜられていた。ところが、阮仲瑀らは礼部に向かって、孝養のため人參が必要だと申し立ててはなはだ国の体面を損じたばかりでなく、買ってきた玉器がすべてガラス製品だった。以上である。

古来、ベトナムは文献の邦だということから、如清使による一種の商取引に対して反対意見を上奏する者もいたが<sup>10</sup>、これに対し明命帝は、物はそれぞれ産する場所が異なるのだから、有をもって無に易えるのは古今の通義である。歳貢の期ごとにわが国の有する肉桂などを付帯して行き、人參、薬材、書籍などと交換して国用に充てるのは、いっこうに国体を傷つけることにはならない、と答えている<sup>11</sup>。

この明命11年派遣の如清使が明命帝から持ち帰ることを命ぜられた関東人參のことが、『大南正編列伝』2集、巻34、諸臣列伝24、范富庶伝に、

（嗣徳27《1874》年）復頒賜関東上項金剛全參二枝、上項碧螺茶一（此

皆如清使部買回)

とあり、同書、2集、巻37、諸臣列伝27、潘廷植伝にも、「上項」を「上」と記す以外は同じ文を掲げており、その原注には、この上質の関東人参は、如清使が清で購入して持ち帰ったものであることが示されている。したがって、この関東人参が中国東北地区産の人参を指称した語であったことは明らかであろう<sup>12)</sup>。

このように、当時のベトナムでは如清使が中国の人参、つまり関東人参を持ち帰っていた。ただし、阮帝の命を受けた如清使による人参購入という形式であり、清帝がベトナムからの使者に対して下賜する正規の品目のなかには、人参は含まれていなかったようである。たとえば、徐延旭の『越南輯略』巻1、賜予の項に、順治18(1661)年以後の安南国王に賜与された品目を掲げているが、そのなかには人参の名は記載されていない<sup>13)</sup>。阮朝は、如清使の派遣を利用して人参を購入していたのである。

同政府はこれ以外の方法でも中国から人参を購入していた。『大南寔録正編』第1紀、巻27、世祖高皇帝、乙丑嘉隆4(1805)年8月条に、「命北城採買人参。北城進雲南色石」とあるように、北城(ハノイ、または北圻)に命じて人参を選び、買い付けさせていた。阮朝政府が北城などの行政当局に人参を買い付けさせていた事例は、これ以外に『欽定大南会典事例』巻65、官買、薬品、参の項にも記載がある。すなわち、明命5(1824)年には嘉定に「北人参一枝」を採買させ、北城に「土木山正参十枝」を、また北城に広州や福州経由で「花旗赤肉参二四八枝」を採買させ、同7(1826)年にも、北城に「好項高麗赤肉参八枝」を、そして、紹治元(1841)年と同6(1846)年にも、河内当局をとおして土木人参を採買させている<sup>14)</sup>。嗣徳元(1848)年の河内当局による土木人参、関東人参および高麗人参買い付けの記録は、次のようになっている。

嗣徳元年、河内買納土木人参、每両価銀十五両。関東人参、每両価銀一

## 阮朝の文献にみえる高麗人参

百十両。高麗参二十八枝，重一斤，価銀二十五両。

この簡明な記事には、河内当局が買納した人参の種別が記載されており、興味深い。思うに、土木人参はベトナム産の人参を指し、関東人参は、北参や北人参と同義語であって、いずれも中国産の人参を示し、一般に高麗人参とあれば、朝鮮産の人参を指称したと解釈する。

少なくとも史料の示す限りという条件付きだが、阮代のベトナムでは、薬用人参としてベトナム産、中国産、朝鮮産などの人参が存在し、そのうち、外国産のものは、如清使が遣使の機会を利用して買い付け、また、北城などの行政当局が皇帝の命を受け、あるいは自発的に人参を購入していた。もとより、外国産の人参購入の経路はこれに尽きるわけではなく、ベトナムの港市に出入する清朝の商人などが、これを持ち込んだであろうことも十分に想定し得る。いまは、そのことを証する具体的な史料が見出せないに過ぎない。

ただ、時代は黎代に遡るが、『オランダ商館長日記』を見ると、下級商務員のカレル・ハルツィンクがベトナム政府の皇帝、皇族や宦官に人参（当然、高麗人参が中心となろう）を献上して、交渉の糸口を探ろうとしており、また、ベトナム王族たちの注文品目録のなかに人参が含まれており、ベトナムを訪れる西洋人の手を介して人参が持ち込まれるという、そういう入手経路が存在したことも付け加えておく必要がある<sup>15)</sup>。

いつの頃からかは不明だが、確かにベトナムの地に高麗人参と称される人参が存在した。この人参のなかには朝鮮産の高麗人参が多かったと思われる。しかし、ベトナムが朝鮮から直接に高麗人参を購入したり、入手する機会はほとんど無かったと推測され、一般に、高麗人参をめぐるベトナムと朝鮮との関係は、中国あるいは中国人などを介する間接的なものであった<sup>16)</sup>。しかし、この高麗人参をとおしてベトナムの人びとは、遙かな朝鮮に思いを致していたことであろう。

なお、付けたしだが、『欽定大南会典事例』巻133～134、礼部、柔遠の賜予属国、賜予属蛮、属国貢物と属蛮貢物の各項に、阮朝から属国または属蛮

に賜与した品目や、属国または属蛮から阮朝への貢物の品目が記載されている。それらの品目のなかには人参の名は見当たらない。ということは、当時のベトナムにおいては、この貴重な人参が近隣諸国・諸地域に頒賜できるほど潤沢だったのではなく、かつ、阮朝が属国や属蛮と見なす近隣諸国・諸地域から、ベトナムに人参が到来する正規の経路は存在しなかったということであろう<sup>17)</sup>。

## (2) 阮朝管理下の人参とその運用

従来、『大南寔録』など阮朝の文献をひもとくたびに、いつかは考察したいと思っていた問題があった。それは、しばしば阮朝の皇帝が臣下に人参を賜与した事例についてであった。とくに、皇帝から賜与された人参のなかに高麗人参が含まれている点に興味をそそられていた。

最初は、なに故ベトナムの地に高麗人参が存在するのか、そして、この高麗人参が朝鮮産出の人参であるのか否か、という素朴な疑問を抱いていた。だが、前近代東アジア冊封関係の存在と、その枠組みに規制されつつも、時にはその規制を超えて展開された通商活動の実態を知るにつれ、東アジアと東南アジア両地域に跨るベトナムの地に朝鮮の人参が存在する理由を、少しは納得できるようになった。

管見によれば、ベトナムの高麗人参を史的研究の対象とした論稿はまだ見当たらない。こういう研究状況のもとでは、阮朝統治下において皇帝から臣下への高麗人参等の賜与という形で示された、この人参の存在と役割を考察してみることは無駄ではあるまい。ベトナムにおける高麗人参を始めとする外来人参の存在は、東アジアにおける物の接触と交流を検討する一素材となり得るし、それをとおして、ベトナム人の朝鮮観の一端を考察する手がかりにもなるであろう。

そこで、『大南寔録』に記された、阮朝の皇帝から臣下などに人参が下賜された諸事例により、阮朝統治下における人参、とくに高麗人参の存在状況



とその役割を検討してみよう。

『大南寔録』を見ると、阮代において皇帝から功労者、長寿者や傷病者などへの賞賜の類にはいくつかの種類があった。一つは、官職や身分の昇進であり、二つは、賜銭とか賞銭と称される、銭という名の貨幣を賜与する形でそれぞれの行為を賞することであり、三つ目は、多種多様な貴重品、たとえば布帛、香木（香料）、米、宋錦、金、銀、油、蠟、真金錦および鉄木等々の随時賜与であり、薬餌（薬用品）の一つとして人參や桂もこの三つ目の範疇に含まれていた。

当時、人參は単なる食用品ではなく、薬用品として高い評価を受け、とくに庶民にとっては、容易に入手しがたい貴重品であった。ベトナムでは、日本、朝鮮および中国以上に人參の価値は高く、とりわけ、高麗人參や関東人參は珍重されたと推測される。したがって、皇帝からの人參賜与は、下賜対象者にとって皇帝の恩典として価値のある、重い意味を持っていた。ただし、高麗人參のような人參は、皇帝といえども潤沢に所有していたのではなかったであろうから、これを無差別に賜与したのではなく、自ずから賜与の対象と範囲が限られていた。

『大南寔録』の記載によると、阮朝の皇帝から臣下への人參賜与の事例は、初回の明命11（1830）年から最終回の成泰9（1897）年までの68年のうち、約3分の2に及ぶ42の年を数えることができる。一度も人參賜与の事例が記載されていないのは26（1831、44、48、49、52、54、56、66、70、72、75～77、79、80、83～85、88～95年）の各年である。とりわけ、明命・紹治・嗣徳の三代では、毎年のごとく各種の人參が下賜され、君臣関係における潤滑油の役割を演じていた。

人參が賜与された月を調べると、特定の月を避けるとか、一定の季節や月に片寄るとかの現象はみられない。随時、必要に応じて下賜される性格のものであったことが分かる。なお、なかには乂安の督臣阮政が「病を以て薬品を乞う」（『大南寔録正編』第6紀、卷6、同慶2《1886》年1月条）により、その結果、内帑御用の高麗參3両などが支給されたという。このように、臣

下の申し出により人参などが支給された珍しい事例もあった。

皇帝から人参が下賜された主な対象者とその理由を拾い上げてみると、(ア)軍功を有する者に対する賞賜、(イ)定辺、広南あるいは父安という戦陣にある将士や軍士への激励、(ウ)傷病兵への慰問、(エ)臣下およびその親の病氣見舞い、(オ)長寿者に対する祝い、(カ)尊室(宗室)および側近への慰労、(キ)告暇・省親時の恩賜等々であり、下賜対象者の身分も、皇子、尊室、廷臣、文武官、あるいは功労者の老母、各地に派遣された将士とか軍士が多く、一般の庶民に至っては、百歳に上った長寿者に対する賜与がみられる程度であり、あまねく一般庶民に恩恵として与えられる性格のものではなかった。それは、高価な薬用品の一種ということもあり、皇帝といえども、あり余るほどの人参を所有していたわけではなかったからである。

有力な官僚、将軍のなかには二度以上、この恩恵に浴した人物もいた。謝光巨、阮文仲、阮登楷、張登桂、阮知方、阮文祥、阮軒、黄佐炎、黄耀、陳踐誠、何文閔、潘靖、范富庶などである。

また、下賜された人参の数量だが、これには数量を明記した事例と数量を明記しない事例とがあり、やや史料に厳密性の欠けている場合もあるが、数字を明記した事例を取り上げると、主として個人に対しては、1, 2, 3, 4, 5, 10, 15, 16各枝がみえ、不特定多数者に対しては、1, 2, 3, 5, 10, 20, 30各両、1, 2, 3, 5, 30各斤がある。

以上、阮朝では、このように貴重な人参が、皇帝から功労者や病弱者などへの賜与という形で皇室以外に出回っていたのだが、このことは注目に値する。すなわち、阮朝治下にあつては、皇帝、皇室が各種の人参を集める手段と方法を有していたのである。当時のベトナム社会のなかで、どのように人参が商品として流通し、市場で取り引きされていたのか<sup>18)</sup>、これを証する文献史料は見出せないが、人参の一つの流れとして、人参が阮朝の皇帝の下に集積され、これを皇室で消費する一方、賞賜とか賜与という形で臣下などに提供する一種の流通経路が存在したといえよう。

阮朝は、いくつかの方法、すなわち中央とか地方行政当局による購入、外

国使臣や外国商人からの献上（「貢品」）、国内の参戸からの徴収等の方法で各種の人參を朝廷に集め、皇帝をはじめ皇室の御用品として消費した。集められた人參類は尚方や内帑で貯蔵し、保管された。阮代では、阮朝が官買や貢品などで入手した人參は戸部で管轄されたのではなく、もっぱら、皇帝や皇室所有の財貨として扱われ、尚方とか内帑と称される、皇帝の御物と財貨を造り、蔵し、管理する機関に納められた。「尚方人參」、「内帑好項（良質）人參」を臣下に賜与したと記されているのは、尚方または内帑に蔵された皇帝御用の人參を支給したことを意味する<sup>19)</sup>。

尚方などには高麗人參、閩東人參、土木人參、山西人參、北人參および西参その他、産出地を異にする人參が貯蔵され、良質あるいは折紙つきの人參は、とくに「正北上品人參」、「真正高麗人參」、「好項高麗赤肉参」、「上項人參」と、品種または品質を明示して賜与される場合が少なくなかった<sup>20)</sup>。

ところで、阮朝の文献には、皇帝が人參を下賜する場合、「人參三枝」、「高麗人參五枝」などと記し、枝という語が頻用され、ついで両、さらに一部だが、斤や片などの語が用いられた<sup>21)</sup>。阮代の度量衡は明・清の影響を受けており、一斤は約600グラム、一斤は16両という、重さの基本は同じだったと思われる。問題は人參に付せられた枝という語の意味なのだが、今村鞆著『人參史』のなかに、こんな記載がある。やや長文にわたるが、引用しておく。

然るに支那朝鮮の如く長く人參を服用する習慣は服用者の黑人筋に於て其鑑別の眼識を養ひて是を鑑別する能力を有するに至れり。其中形態と年数に付ては大に注意せられ現に鮮支に於ては紅白蔘共に服用者は大さに注意し（即ち年数）之が使用に当り此を主要なる撰別点とせり。故に価格に於ても年数に随ひ累進的に価多し。朝鮮にては之を片数を以て呼(ママ)び支那に於ては枝数を以てす即。十枝又十片と言へば一斤に十根なるを指し五十支又五十片と云へば同じく一斤に五十根なるを云ふ。未だに科学的に年数による有効成分の量定差異を試験したるもの無きも服用者が

長き経験によりて是の点を云為するは理由あるが如し。其形態如何に付ても亦同様なるべし<sup>22)</sup>。

また、一色直太郎編『和漢薬の良否鑑別法及調製方』には、朝鮮人参の鑑別法を記した箇所があり、まず、朝鮮人参を白参と紅参に大別し、その形状および品質により都合八種に区別できると述べた後に、

各一斤の目方になる本数によって白参は二十、三十、四十、五十、六十、八十、百、百二十、百四十根と細参の十種（本数は一割即ち二十根なれば二十二本で一斤となっても黙認する習慣になって居ります）に、紅参は二十、三十、四十、五十、六十根の五種に細別し、価額は本数の少い程高くなって居ます<sup>23)</sup>。

と書いている。その他、野田光蔵『中国東北区（満洲）の植物誌』の紅参の項に「また2支頭、3支頭の呼称を以て品位価格を区別する。〔2支頭とは2本の人参で、1兩（50gr）の重量あるという意なり〕。」、同書の白参の項にも、大なるものを尊び、「2支頭、3支頭の区別あり。」とある<sup>24)</sup>。

漢字文化圏では細長いもの、幹から分岐したものなどを数える時に枝という数詞が用いられた。雨傘、毛筆、竹木等々がある。人参も、根に多くの枝根を付けることからこの枝が用いられたのではないかと推測される。しかし、今村らが述べたように、人参に付けられた枝には単なる数詞以外の意味が込められていたようだ。

ベトナム文献にみえる枝は、人参を、斤の目方に分けて選別する中国の 방식을継受した語（数詞）ではないかと推測され、単純に人参の本数を示すだけの数詞ではないようである。形状と品質により鑑別された人参の別を表わす語でもあったようだ。たとえば、「人参三枝」を賜与したとあれば、重さ1斤の目方になる本数が3根となる種類の人参を3根賜与したという意味であり、「人参五枝」賜与とあれば、同じく1斤になる本数が5根となる種類

## 阮朝の文献にみえる高麗人參

の人參を5根賜与したという意味だと解される。同じ1斤量の人參でも、細參や鬚根の類は枝数が多くなるのは自然であろう。同じ1斤の人參であっても、枝数が少ないほど人參の形状が大きく、良質の品種と見做されるのが一般的だったと考える。この解釈の是非について、ご教示を切望する。

最後に残ったのは、本論の主題である高麗人參を朝鮮産の人參と解してよいのか否か、という問題である。文献によって示されるように、阮朝の頃のベトナムには、さまざまな名称で記される人參が存在した。その数量は決して多いとはいえ、むしろ貴重品ないし薬用品として珍重されていた。外来物もあればベトナム産もあった。そして、朝鮮、中国や日本と同様に、その年数と形態などにより品質の優劣が評価されたのであろう。こうした人參を、阮朝では皇帝や皇室が買い集め、入手したのだが、それらは良質の人參が多かったと思われる。だからこそ、皇帝から臣下への人參下賜が恩恵の現れとして効果的だった。その良質の人參のなかに高麗人參が存在したのである。

朝鮮産の高麗人參は、その優れた薬効に支えられて知名度が上がるとともに、紛い物とか模造品も登場し、市場などでも取り引きされることもあったであろう。先にも触れたが、ベトナムの地で高麗人參を栽培する試みも行われていたようである。こういう状況を考慮に入れたとしても、阮朝の文献に散見する高麗人參は、やはり一般には朝鮮産の人參であったと解してよからう。そして、この高麗人參は、前述のような経路をとって阮朝、とくに皇帝のもとにもたらされ、主に皇帝の御用品を造り、管理する尚方や内帑に蔵されて皇室に供されたが、その一部は皇帝からの恩典として臣下などに下賜されたのであった。

## おわりに

『日本書紀』欽明紀4年秋9月条に、百済の聖明王が扶南の産物を献上したことが記されている。当時、百済は南朝の国々と交易しており、現在のベトナム南部辺りに栄えていた扶南の産物が南朝経由で百済に入り、さらに日

本に将来されたといわれている<sup>25)</sup>。扶南は、カンボジア人の祖が現在のベトナム領南部とカンボジア領南部辺りに建てた王国だが、この一例が示すように、ベトナムと朝鮮は直接の交流はなかったけれども、おそらく中国など第三者を介して人参や香料の類が両国の間で往来していた可能性がある。

本論では、朝鮮あるいは中国から将来した人参が阮朝の皇室で珍重され、これが皇帝の恩典を表現する商品として利用され、皇帝支配のための一手段として活用されていたことを考察してみた。

当時のベトナムに存在した人参は、外からの到来物が多かった。したがって、一般の庶民にとって高麗人参のごとき人参は、文字通り高根の花であつたらう。この人参が国内の市場でどのように流通していたかは不明だが、このような人参を入手し得る身分とその周辺の人びとは、この高麗人参およびその品名をとおして、遥かな北の国・朝鮮を思い、なかには自分たちと同じ孔孟の国、儒教・仏教・漢字文化圏、そしてまた、同体の皇帝政治の国として、かの国を思い描く人びとも現実に存在したことであろう。

阮朝と朝鮮王朝は、同じ漢字文化圏に属し、中国の皇帝との間に同様の冊封関係を結んだ。どちらも中国に接壤する地理的位置を占めていたが、直接的な政治・経済関係を取り結んだのではなかった。それ故、この両王朝統治下に生きた人びとにとっても、互いを日々意識するような対象ではなく、遥かに遠い存在であった。人びとが往来し、交流する間柄でもなかった。しかし、だからといって、両者は完全に無縁なる存在でもなかった。偶発的あるいは断続的ではあったが、人と物の接触ないし交流はあった。まさに、高麗人参の到来は一商品（産物）との出会いではあったが、ベトナムの人びとにとっては異文化接触の一つの機会であった。自生の人参とも異なり、中国からの到来人参とも違うこの高麗人参は、ベトナムの人びとに幸いをもたらす薬用品であった。そして彼らは、この高価な「薬餌」をとおして漠然とではあったが、朝鮮を思いやっていた。ベトナムにとって高麗人参は、朝鮮観を形成するための一素材であり、居ながらにして異文化を体験できる産物だったのである。

注

1) 郭大植「開城高麗人参の薬理作用の特徴と使用法」(『ウリ生活』第4号, 1989年) 180~189ページ, 学長田中治「人参研究外論:『国際感覚』を学ぶ」(『鈴峯女子短期大学 広報』No.26, 1998年)。他に『世界大百科事典』18 (平凡社, 1988年)「チョウセンニンジン 朝鮮人参」404~405ページ, 『日本歴史大辞典』6 (河出書房, 1974年)「ちょうせんにんじん 朝鮮人参」620ページ参照。

なお, 本論では触れないが, 一般の人参の原産地および伝播については, 小島道也・伊東正編著『食べ物の科学 穀物・野菜・果物』(日本放送出版協会, 1983年) 73, 77, 100, 101各ページ, 大久保増太郎『日本の野菜 産地から食卓』<中公新書> (中央公論社, 1995年) 159ページ参照。

2) 川島祐次『朝鮮人参秘史』(八坂書房, 1993年) 142ページ。川島の『朝鮮人参秘史』は, 日・朝・中における朝鮮人参の歴史を要領よくまとめた労作である。その他, 江戸時代における朝鮮人参の栽培に関しては, 笠谷和比古「徳川吉宗の享保改革と本草」(山田慶児編『東アジアの本草と博物学の世界』下《思文閣出版, 1995年》) 12~20ページ参照。

3) 韓国人参史編纂委員会編『韓国人参史』上巻(韓国人参耕作組合連合会, 1980年) 第3章「高麗人参 時代的変遷」223~299ページをはじめ, 高麗人参にかかわる論考を調査したが, 高麗人参とベトナムの関係を取り上げた作品は, いまだに見つかっていない。

4) 「紅肉西参」については, 『大南寔録正編』第2紀, 卷124, 聖祖仁皇帝, 甲午明命15 (1834) 年夏4月朔夏, 「西洋最大人参」は, 同書, 第2紀, 卷186, 聖祖仁皇帝, 丁酉明命18年冬11月辛丑, 「洋参」は, 同書, 第4紀, 卷30, 翼宗英皇帝, 甲子嗣徳17 (1864) 年冬10月の各条参照。いずれも西洋人参で, 輸入物であろう。

5) この官撰の地誌『大南一統志』は, 中圻(アンナン)の部分(1909年)で刊行され, 1941年に印度支那研究会から複製出版された。他の北圻(トンキン)と南圻(コーチシナ)は, パリ・アジア協会蔵本を参照した。

『皇越地輿誌』巻1, (順化)新平府に, 「其物産則人参・燕巢・白蜜…」, 同書巻2, 布政州に, 「(州)又多産異物, …」とあり, その「異物」について「異物如先礼社産人参」と注記しており, 国内産の人参が存在したことは間違いない。

6) 『大南一統志』にみえる清化省の「報参」の「報」の意味は不明である。あるいは誤字かも知れないが, 後考に俟つ。同じく表中の「平参」の「平」は広平省の平, 「順参」の「順」は平順省および順寧道の順に由来する人参名であろう。「榔参」はその葉が檳榔樹に似ていることから命名され, 「葛参」は葛に似た人参の意である

うか。

- 7) 参戸に関しては、一例を挙げると、『大南一統志』広義省、土産、綾羅縐紗義参の項に、義参を説明して、

出平山沿海諸山。二三月開花。採根、洗過略蒸刮粗皮。日晒、夜焙。有横紋。

似北参、味甘淡。有参戸。全年每人採納一二両。項各一斤八両。

とあり、人参を採取、加工する参戸の名がみえる。

清朝では、東北地区(満州)で野生人参を採取する人夫を刨夫といい、刨夫が採取した人参の一部を参課として徴収し、皇室その他の薬用に供した(「官参」)。残りは刨夫に売却することを許した(「商参」)。『清国行政法』第6巻(臨時台湾旧慣調査会、1913年)262~263ページ。

- 8) ベトナムの茶を南茶と称したことに関しては、拙文「前近代越南の茶」(『金沢大学教養部報』18号、1984年)参照。

- 9) 『大明実録 英宗正統実録』巻279、英宗天順元(1457)年丁丑、6月丁未、甲午(初2)条に引く安南国王陪臣黎文老の上奏のなかの

詩書所以淑人心、薬石所以寿人命。本国自古以来、每資中国書籍薬材、以明道義、以躋寿域。今乞循旧習、以帶來土産香味等物、易其所無、回国資用。

による。

- 10) 竹田龍児「阮朝初期の清との関係(1802-1870年)」(山本達郎編『ベトナム中国関係史 曲氏の抬頭から清仏戦争まで』《山川出版社、1975年》)497~499ページ。

明の皇帝が外国の使者に朝鮮の物産を賜与した例としては、たとえば、『大明実録 太祖洪武実録』巻93、洪武7(1374)年甲寅、9月甲戌条に、暹羅斛国王の世子からの遣使に対し、その従人に高麗布を賜与した事例がある。

- 11) 前掲、竹田論文、497~500ページ。

- 12) 中国史上、関東という語は、①一般に要害の地に設けられた関所(関隘)以東の地域の総称、②函谷関以東の地、③山海関以東の遼寧省、吉林省、黒竜江省の地などを指す時に用いられた。関東の語義に関しては、孟慶遠主編、小島晋治・立間祥介・丸山松幸訳『中国歴史文化事典』(新潮社、1998年)「かんとう 関東」147ページ参照。

今村軻『人蔘史』第7巻(朝鮮総督府専売局、1934年)116ページには、関東人参を「満洲に産せし人参の称」と特定し、関東蔘は「李朝中期以後の官用語にして江原道に産せし自生人参の称」という記載がある。

阮朝の文献に見える関東人参は、近世日本の関東人参と同様、中国東北地区産の人参を指称したものと解釈する。



## 阮朝の文献にみえる高麗人參

- 筆者が閲覧した範囲内であるが、『大南寔録』の現代ベトナム語訳書では、枝を CHI (枝) と音訳し、その意味内容を明確に示していない。ĐẠI NAM THỰC LỤC, Tập X, CHÍNH BIÊN ĐỆ NHI KỶ VI (1830–1831), TỔ Phiên dịch VIỆN SỬ HỌC phiên dịch, NHÀ XUẤT BẢN KHOA HỌC, Hà-Nội, p.61, Tập X II, 1965, pp.262~263, TậpXXXV, 1976, p.85.
- 13) 前掲, 今村著書, 第1巻(1940年)には, 「清雍正七年, 安南王ノ使来ル。之二授ケテ世宗ヨリ国交礼物トシテ人蔘ヲ贈ル」(61~62ページ), 「△此前ニ安南ヨリ人蔘ヲ貿易センコトヲ求請シタレドモ清朝ハ之ヲ許サザリシ。」(62ページ), 同書, 第2巻上(1940年)には, 『大清則例』の安南の項にみえる安南への人蔘賜与の一例を掲げ, 清の皇帝から阮朝への人蔘賜与は, 「此時一回のみなり。」(49ページ)と述べている。
- 14) 北城はハノイの旧名でもあるが, 阮朝初期には, 首都のフエを中心に中部(のち中圻, アンナン), 北に北城(のち北圻, トンキン), 南に嘉定(のち南圻, コーチシナ)という三分体制を採用した。嘉隆帝の時には, 北城と嘉定に総鎮が置かれていた。
- 15) 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之2(下)(東京大学出版会, 1975年)14, 43~45各ページ。
- 宦官に関する論考として, 和田正彦「ヴェトナム黎明阮初の宦官について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』10, 1978年)および蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」(『待兼山論叢 史学篇』第19号, 2005年)などがある。
- 16) 前掲『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之3(下)(1978年)35, 36, 84, 128各ページ。
- ベトナム文献には, 朝鮮国王からベトナム国王への人蔘提供を示す史料は見付からないが, 朝鮮国王から琉球国王へ人蔘が贈られていたことは, 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編『朝鮮王朝実録琉球史料集成 原文篇』(榕樹書林, 2005年)15, 21, 32, 44, 50, 54, 68, 70, 76, 128, 130各ページ, 同書『訳注篇』75, 100, 138, 174, 177, 178, 198, 213, 253, 259, 278, 442, 452各ページ参照。また, 『歴代宝案 訳注本』第2冊(沖縄県教育委員会, 1997年)340~341ページの「朝鮮国王李陶より琉球国王あて, 返礼の書簡と別幅」に「人蔘一斤」が記載されるなど, 沖縄の史料にも散見する。
- 17) 阮朝から諸外国への人蔘提供の事例は見出せないが, 肉桂のごときは, 清化肉桂(清化産の肉桂, 清肉桂とも略す), 又安肉桂(又安産の肉桂, 又安桂とも略す), 広南肉桂(広南産の肉桂, 広南桂とも略す)を緬甸国王に賜与したりしている。

- 『欽定大南会典事例』巻336, 礼部, 柔遠, 西洋および緬甸の項参照。
- 18) ベトナム前近代の市に関しては, 拙稿「黎代以前の市—その歴史と法—」(『布目潮風博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』《汲古書院, 1990年》)において, 黎代以前の市の歴史と, 関連する法について論述したが, 阮代の市と商品流通についてはいっさい言及しなかった。未解決の宿題である。
- 19) 『欽定大南会典事例』巻66, 戸部31, 官買3, 産物の項に, 戸部が管掌する官買物産の名を挙げているが, その品目のなかに人參の名はみえない。阮朝の皇帝が各当局に買い付けさせた人參は, 戸部の管轄外であったようだ。
- 20) 「赤肉參」は「赤參」, 「紅肉參」, 「紅參」と同意語であろう。「白參」(「生根を其儘に土を洗ひて乾製せしもの, 即皮付白蔘」, 「同上上皮を削りし乾製せしもの」)に対し, 「生根を洗ひ之を蒸して乾製せるもの」であろうか。前注(12)掲, 今村著書, 第5巻(1937年)476ページ。
- 21) 阮朝の文献では, 片という語は桂(香木)の数量を示す際に用いられており, 人參の量詞として用いられることは珍しい。これ以外に, 『大南寔録正編』第2紀, 巻186, 聖祖仁皇帝, 明命18(1837)年11月条に, 一座(「西洋最大人參一座」という語が用いられているが, 一塊あるいは一山程度の意であろうか。
- 22) 前注(20)掲, 今村著書, 477ページ。その他, 前注(3)掲, 『韓国人蔘史』上巻, 349ページ, 前注(2)掲, 川島著書, 218~233ページ参照。
- 23) 一色直太郎編『和漢薬の良否鑑別法及調製方』(吐鳳堂書店, 改訂増補2版, 1989年)68~69ページ。
- 24) 野田光蔵『中国東北区(満洲)の植物誌』(風間書房, 1971年)840ページ。
- 25) 松本信広「仏領印度支那と日本との関係」(山口高等商業学校東亜経済研究会編『東亜共栄圏の建設問題』《生活社, 1941年》)187ページ。

# Koryo Ginseng as Seen in the Literary Sources of the Nguyễn Dynasty

Minoru KATAKURA

This study examines in detail Koryo ginseng 高麗人参 as seen in the early modern Vietnamese work of history *Đại Nam Thực Lục* 『大南寔録』 and other works.

Although Vietnam had no direct relations with Korea, Korea was known to produce Koryo ginseng. While Koryo ginseng was brought to Vietnam via foreign relations with China and through Chinese merchants, it seems that it was not traded as a commodity in the ordinary markets of Vietnam.

Koryo ginseng was prized in Vietnam as a food and a medicine, and was controlled through a workshop directly managed by the court. As this ginseng was frequently granted by the emperor to sick retainers, it was utilized in relations between rulers and ministers. Considering this aspect, it is clear that knowledge of Korea through the medium of Koryo ginseng was confined principally to the emperor and the ruling classes and had not spread to ordinary people.